**富士市ゼロカーボンシティの実現に向けたパートナーシップ協定書**

　富士市（以下、「甲」という。）と事業者名（以下、「乙」という。）は、富士市におけるゼロカーボンシティ（2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする都市のことをいう。以下同じ。）の実現に関して、相互協力して地域課題の解決に取り組むため、次の条項により協定を締結する。

（目的）

1. 本協定は、甲と乙との相互協力により取組を推進し、地域の脱炭素に対する意識醸成を図るとともに、ゼロカーボンシティの実現に寄与することを目的とする。

（協定事項）

1. 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力するものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、協議のうえ定める。

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標の公表に関すること。

(2) 温室効果ガス排出量の削減成果の報告に関すること。

(3) その他ゼロカーボンシティの推進に関すること。

（協議）

1. 乙は、前条各号に掲げる協定事項を推進するために協議の必要が生じたときは、甲に対して協議の申し出を行うものとする。

２ 甲は協議の申し出があった場合に、具体的取組の内容及びその実施方法等の決定に関して、乙と協議するものとする。

３ 甲は乙が前条各号に掲げる協定事項を推進するために協議の必要が生じたときは、協議の場を設けるものとする。

（守秘義務）

1. 甲及び乙は、法令の定めがある場合を除き、本協定の履行に伴い知り得た他の協定当事者の秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の変更）

1. この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定について変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（期間）

1. 本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期限が満了する翌日から１年間更新され、その後も同様とする。

（その他）

1. 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

（甲）

　静岡県富士市永田町１丁目１００番地

　富士市　代表者

富士市長　　小長井　義正

（乙）

住所

事業者名

代表者名